

株式会社と経営管理機構：その歴史的考察

—— オランダ・イギリス両東インド会社に見る企業統治システム ——

中 野 常 男

I 開 題：アダム・スミスの「株式会社」観

Adam Smith は、主著『国富論』(An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 1776) の中で、その当時のイギリスにみられた「株式会社」(合本会社：joint-stock company) の状況、特に株主と取締役(経営者)の行動について、次のように述べている。

「合本会社の事業は、つねに取締役会(court of directors)によって運営される。確かに取締役会は、多くの点で株主総会(general court of proprietors)の統制を受けることがよくあるけれども、株主の大部分は、会社の業務について、あえてなにごとかを知らうなどと張り切ることはめったにない。…会社の業務に頭を突っ込んで心を労したりはせず、取締役がこのくらい渡すのが適当だと考える半期分もしくは1年分の配当をもらうことに甘んじている。このように、苦労も、一定額以上の危険負担も完全に免れられるために、合名会社(private copartnery)であったなら、どんな事情があろうともその財産を賭ける気にならないおおぜいの人々も、合本会社の投資家にならなくてもよい、という気を起こすのである。そこで、通例、合本会社には、どんな合名会社が誇るよりも、はるかに巨大な資本が集まってくる。南海会社(South Sea Company)の営業資本は一時3,380万ポンドを超えたことがあった。…ところが、こういう会社の取締役は、自分の金^{かね}というより、むしろ他

人の金の管理人であるわけだから、合名会社の社員が、自分自身の金を見張る時にしばしば見せるのと同じ鶉の目鷹の目でひとの金を見張るとは、とても期待できない。金満家の執事よろしく、些事に注意を払うと、かえって御主人の沽券にかかわるなどと考えがちで、いともあっさり自分で自分の注意義務を免除してしまう。だからこういう会社の業務運営には、多かれ少なかれ怠慢と浪費がつねにはびこること必定である。…」¹⁾

「株式会社」の企業統治(コーポレート・ガバナンス)(corporate governance)に関連して、株主と取締役(経営者)双方の無責任の相乗から生じる深刻な事態を指摘した上掲の Smith の言葉は、まさしく現代の日本企業にも当てはまるように思われる。しかし、『国富論』は、実際には、「株式会社」がイギリスで誕生してわずか100年余り、そして、上掲の引用文中でも言及されている「南海会社」の取締役たちが画策した古典的株式投機とそのあっけない崩壊、つまり、後世に「南海の泡沫」(South Sea Bubble: 1720)と呼ばれる事件が起きてわずか50数年しか経過していない時期の状況を反映したものであった。

では、Smithによって企業統治ないし業務運営のあり方が批判的に考察されている「株式会社」は、どのような歴史的経過を経て誕生したのであろうか。また、誕生したばかりの「株式会社」にみられる経営管理機構はどのような態様であり、その機能はどのようなものであったのであろうか。

以下、本稿では、株式会社制度の起源とされる「オランダ東インド会社」と「イギリス東インド会社」を取り上げ、17世紀に設立された最初期の株式会社にみられる経営者と株主(特に一般出資者)との関係について、経営管理機構(会社機関)としての「取締役会」と「株主総会」(=「社員総会」または「出資者総会」)に焦点をあてながら考察したい。

II オランダ東インド会社

II-1 「株式会社」の形態的特質

「株式会社」の発生史を跡づけるとき、そこには、会社形態の歴史的変遷に関連して、〈個人企業→合名会社→合資会社→株式会社〉というシェーマを描くことができる²⁾。すなわち、①能動的な企業職能を保持する機能資本家ただ1人から成る個人企業→②複数の機能資本家（企業職能保持者）相互による無限責任的共同企業である合名会社→③無限責任的機能資本家の共同企業的結合関係に有限責任的無機能資本家（持分資本家）の出資が付加された合資会社→④有限責任的無機能資本家の出資の相対的増加に伴う機能資本家団の人的支配形態の揚棄と無限責任制の消失（換言すれば、経営管理機構の形成による物的支配形態への移行と「全社員の有限責任制」の確立）を契機とする株式会社の誕生というシェーマが描かれるのである³⁾。

では、「株式会社」の誕生を識別する指標、つまり、「株式会社」をそれに先行する他の会社形態から識別する指標としてどのようなものが挙げられるのであろうか。上記の①「全社員の有限責任制」の確立がその決定的指標と考えられるが、これ以外にも、②公的な組織上の規制が加えられた経営管理機構（会社機関）の存在、さらに、③譲渡自由な等額株式制や、④確定資本金制と永続性（継続性）もその指標として挙げる事ができる⁴⁾。そして、これら四つの指標が示す「株式会社」の形態的特質をともかく具備するに至ったという点で、「オランダ東インド会社」にその起源を求めるのが今日の定説となっている⁵⁾。

II-2 「オランダ共和国」の誕生と「先駆諸会社」の設立

「オランダ東インド会社」は、「連邦議会」（Staten-Generaal）から賦与された「特許状」（Octrooi）に基づく「特許会社」として1602年に設立されている⁶⁾。ただし、それは、正式には「連合ネーデルラント東インド会社」（Verenigde Nederlandse Oost-Indische Compagnie：VOC）と称されるように、1594年にア

ムステルダムで設立された「遠国会社」(Compagnie van Verre)をモデルとして、16世紀末に東インド貿易を目的としてオランダ(ネーデルラント)各地に設立された当座的性格を有する「先駆諸会社」(フォール・コンパニーエン：voorcompagnieën)の包括的合併の結果として誕生した会社企業であった⁷⁾

16世紀後半、ネーデルラント諸州と同地を支配していたスペインとの経済的・政治的・宗教的・社会的対立関係が厳しさを増す中で、1579年のユトレヒト同盟(スペイン支配に対するネーデルラント諸州の軍事同盟)の結成と、1581年の国王廃位宣言(独立宣言)を契機に、いわゆる「八十年戦争」(ネーデルラントのスペインに対する独立戦争)が始まる。その過程で、1585年に南ネーデルラントの中核都市であり当時のヨーロッパ世界=経済の中心でもあったアントウェルペン(アントワープ)がスペイン軍により蹂躪され、また、1598年には北ネーデルラント7州が事実上独立しその連合体として「ネーデルラント連邦共和国」(Republiek der Verenigde Nederlanden)(=「オランダ共和国」)が形成される中で、南ネーデルラントの農村地域に根をはっていた毛織物生産者群とそれに緊密に結びついていたアントウェルペンの商人層は、北ネーデルラント、特にホラントとゼーラントの2州に移住し、ライデンをはじめ、ミッデルブルフ、デルフト、ハーレム、さらに、アムステルダムやロッテルダムなどの諸都市では毛織物工業が都市工業の形で広く展開されて、17世紀における「オランダ共和国」の生産的基盤が確立されることになった⁸⁾

毛織物は、新大陸貿易にとって不可欠のヨーロッパ側からの輸出品であり、1570年頃以降スペインの毛織物工業が衰退に向かうとともに、その結果としてスペイン領アメリカ産の大量の銀がスペインを素通りする形でオランダに流入してくるようになった。同時に、銀は、スペインとポルトガルの軍事的独占下にあった東インド貿易における主要輸出品でもあり、かかる銀を蓄積したオランダ商業資本は、東インド貿易に直接的に進出する経済的实力を備えるに至った。特に1588年にイギリス艦隊がオランダの支援を受けつつスペインの「無敵艦隊」を壊滅させた後の1590年代には、オランダのホラント州とゼーラ

ント州、特にアムステルダム、ミッデルブルフ、ロッテルダム、デルフトなどの諸都市において、海外に勇躍しようとする気運が醸成されていた⁹⁾

具体的企ての嚆矢は、先に言及した1594年設立の「遠国会社」であり、同社は、9人の主要な社員（半数はアムステルダム生え抜きの商人、他の半数はアントウェルペン出身の商人）から構成され、「総督」(Stadthouder)¹⁰⁾と「連邦議会」からさまざまな商業上の特権を与えられて商船隊を組織し、翌1595年の夏に東インドに向けて出航して、1597年の夏に帰航している¹¹⁾

これ以降オランダ各地に東インド貿易を企図した会社企業、つまり、「先駆諸会社」が相次いで設立され、それらが相互に競争し覇を競うことになった。すなわち、1595年から1601年の間に、65隻が15の商船隊に分かれて東インドに向けて出航している。もっともその経済的帰結は明らかであり、東インドにおける胡椒・香料等の買付価格の騰貴と、アムステルダム等の市場におけるこれら輸入商品の販売価格の下落がもたらされ、オランダ商業資本をして、東インド貿易に従事する諸会社企業の包括的な合併とそれによる買占的独占の確立に向かわせることになった。その結果として、「オランダ東インド会社」が1602年3月に設立される運びとなるのである¹²⁾

II-3 「先駆諸会社」の会社形態上の特質

では、「先駆諸会社」は、どのような形態的特質を備えていたのであろうか。

第一の特質は、「先駆諸会社」には二種類の「社員」が存在していたということである。すなわち、①比較的少数の「取締役」(bewindhebbers)なる一団と、②その周囲に蝟集する多数の「出資者」(participanten)(=一般出資者)の群である。そして、「先駆諸会社」は、表面上は数人ないし10数人の取締役の出資のみによって成立し、形式上も第三者に対して取締役のみの結合体・共同企業として立ち現れたのである¹³⁾ 取締役は機能資本家であり、「先駆諸会社」の企業職能を独占し、自己のイニシアティブに従って東インド貿易を意のままに経営した。そして、このような機能資本家たる事実に対応して、取締役の当

該会社に対する責任は直接の無限責任であった¹⁴⁾

他方、かかる取締役の「出資」の背後に、事実上、多数の「出資者」(＝一般出資者)の群が存在していた。ただし、彼らの出資は当該会社に対する直接的関係でなく、あくまでも取締役への出資であり、取締役がこれを自己の名義において会社に出資するという間接的關係にとどまっていた。すなわち、一般出資者群の出資は「匿名」であり、会社の表面に現れることがなかったのである。したがって、一般出資者は、経営に能動的に参加することを拒否され、それぞれの取締役に対する出資に応じた利益分配を受動的に受け取るという、無機能な匿名の「持分資本家」に過ぎなかった。そして、「持分資本家」であるという事実に対応して、一般出資者は出資を限度とする有限責任であった¹⁵⁾

第二の特質として、経営管理機構(会社機関)の端緒的形成が挙げられる。すなわち、取締役団(ないしその一部)が当該会社の経営を専ら遂行するためのグループを形成し、かかるグループが「取締役会」としての性質を帯びるに至り、しかも、それが大規模である場合には、彼らの間に職能分担が行われたということである¹⁶⁾

なお、いま一つの重要な機関である「社員総会」(＝「出資者総会」)についてみれば、大多数の会社においてその萌芽すら見出されないといわれる。ただし、「ミッデルブルフ会社」(Middelburgse Compagnie)では、他の会社にみられない特殊な制度が存在した。すなわち、一定額以上の出資者が「主要出資者」(hoofdparticipanten)とよばれ、彼らは経営に対して一定の監督権をもち、「取締役会」は彼らに対して業務および資金運用の内容について説明の要求に応じるべき義務を負っていた。このような主要出資者制は「社員総会」の萌芽ともいえるが、長く存続することなく消失してしまった¹⁷⁾

第三の特質として、株式制の萌芽を挙げることができる。たとえば、「遠国会社」では、出資者群の持分に対して一種の「持分証券」が交付され、その譲渡が認められていた。ただし、それは後の完成した形の株式制におけるような等額分割制でなく、譲渡も公には取締役と従来の出資者間のみ許されるとい

うものであった。もっとも、事実上は取締役の同意も必要とせずにかなり自由な売買が行われていたといわれる。¹⁸⁾

さらに、第四の特質として、当座性とその揚棄の傾向を挙げることができる。「先駆諸会社」では、同一の名称をもつ会社企業であっても、商船隊の編成の都度、各取締役は自己が当該航海に参加するか否か、参加する場合にはいくらの出資額をもってそれを行うかを明示し、その後一般出資者群からの出資を受け入れた。したがって、企業は、外面上は航海ごとに一応別々に設立され、取締役団の構成やその出資額はもとより、一般出資者群の構成や出資額も変更されえた。それゆえに、会計も個々の商船隊の航海についてそれぞれ別々のものとして取り扱われ、商船隊が帰航するや、個々の企業は解散（清算）され、積荷である胡椒・香料等の販売が行われて、いわゆる「分割」(divisie)と呼ばれる方式により、「利益」の分配のみならず「出資」もまた一応すべて払い戻されたのである。¹⁹⁾

ただし、「先駆諸会社」には当座企業的色彩が残されているとはいえ、同時に一種の永続性（継続性）ないしその萌芽も見出される。たとえば、「旧会社」(Oude Compagnie)では、数度の別々の航海が一括されて「旧会社」と称されており、連邦議会も州議会も一括してこれに種々な特権を賦与していたことなど、そこに一種の永続性が認められる。また、同一会社の航海は多分の連続性を有し、取締役もその背後にある一般出資者も大体において同一人であった。さらに、解散（清算）にあたって払い戻された資本は多くの場合に直ちに次の航海に投資され、船舶も常に次の航海に使用されたのであり、東インド貿易が間歇的な海上商業の域を脱却して支店を設置するなど恒常的なものへと漸次変化するにつれて、当座企業的色彩も次第に揚棄される傾向が見出される。²⁰⁾

したがって、「先駆諸会社」は、これまで述べてきた特質を勘案すれば、会社形態上は「合資会社」、ただし、当座性を残しているがゆえに、「完成の途上にある」合資会社として分類することができるであろう。²¹⁾

Ⅱ-4 「専制型」株式会社の起源とその限界

「オランダ東インド会社」は、既述のように「先駆諸会社」の包括的合併により誕生したものであり、先に掲げた四つの指標が示す会社形態上の特質をともかく具備するに至ったという点で、「株式会社」制度の起源とされる。

すなわち、「オランダ東インド会社」は、1602年3月20日に「連邦議会」から21年を期限として賦与された「特許状」に基づき設立されたのであるが、前項で言及した「先駆諸会社」と比較して、(1)「特許状」において機能資本家である取締役の有限責任が規定されており、既に事実上は有限責任であった無機能資本家と併せて、「全社員の有限責任制」が確立されたこと、(2)機能資本家の結合である取締役団の経営管理機構への転化が完成され、公的な組織上の規制を加えられた会社機関としての体裁が整備（具体的には、「特許状」において、取締役会の定員（設立当初は「先駆諸会社」から天下り的に指名された73人、後に60人）とその欠員補充の方法、報酬の形態、10年毎の「一般的清算」(generale afrekening) (=決算) とその公開の義務、さらに、取締役中の代表者から構成される最高機関としての「十七人重役会」(Commissie van Heren Zeventien) の設置などが規定) されるに至ったこと、(3)1622年12月22日の「特許状」の更新にあたり、①上記の10年毎の「一般的清算」を監査する委員会（連邦議会の代表者と「主要出資者」(hoofdparticipanten：一定額以上の株式を所有する大出資者)の代表者から構成)、②毎年各「カーメル」(kamers)²²⁾の決算を監査し、随時商船隊の艀装・積荷・倉庫を検査する等の役割を担う「九人委員会」(Commissie van Negen：各「カーメル」代表の「主要出資者」から構成)という、「監査役(会)」の萌芽とみられる二つの委員会が設置されていること、(4)出資者の「持分」が、後の完成された形での株式制にみられる等額への分割と「株券」による表彰(=株式の証券化)までに至っていないが、会社の「社員名簿」においてその譲渡の自由が明白に許され、かつ、その手続が示されており、実際にも、「持分」の賃借や貸付、さらには、空取引に伴う偽株と呼ばれるものさえ現れていたこと、(5)設立母胎になった「先駆諸会社」に

みられた当座性が完全に揚棄され、株式会社に特有の永続性（継続性）を備えるに至っていることが見出され、かかる会社形態上の特質のゆえに、史上最初の「株式会社」とみなされるのである²³⁾

しかし、他方において、「オランダ東インド会社」は、いわゆる「専制型」（または「オランダ型」）株式会社としての限界も内在していた。オランダ東インド会社の目的はいうまでもなく東インド貿易の独占にあり、同社は、「連邦議会」から賦与された「特許状」に基づき、東インド地域、つまり、喜望峰からマゼラン海峡に至る地域との貿易独占権と、当該地域における国家主権（同盟や条約を締結する権利、軍事・警察・司法上の権限等）の代行を容認された会社企業であった。すなわち、オランダ東インド会社自体が、当時の「オランダ共和国」の政治的・経済的支配者層（特にアムステルダムを中心とした都市の少数の大商業資本家門閥（＝「都市貴族」(stadtregenten)）と人的に密接に絡み合った、きわめて例外的かつ政治的な特権会社、いわば「国家内の国家」(staat-builde-staat) とでもいうべき存在であった²⁴⁾

「オランダ東インド会社」設立当初の「取締役」は、その母胎となった「先駆諸会社」の取締役が天下りの的に指名されたために73人を数え、しかも、原則として終身であった。しかし、いかにも取締役の数が多く、同時に、各地の商業資本の勢力を均衡とするため、その後しばらく取締役の死亡や退社（持株の売却）があってもこれを補充せずに、各「カーメル」に割り当てる形で、定員が60人と定められた。そして、欠員が生じた場合には、取締役団が3人の候補者を選出し、その中から1人を当該「カーメル」所在地の州議会（後に「カーメル」所在地の市長）が指名するという方式により補充された²⁵⁾

このように、「取締役」の地位は、機関というよりは社会的身分の色彩をもっており、上記の欠員補充の選任方法からも明らかなように、取締役団は「オランダ共和国」の政治的・経済的実権を保持していた都市貴族的大商業資本家門閥とその社会的基盤を同じくし、共和国の公職と「オランダ東インド会社」の取締役の地位は人的に密接に絡み合っており、会社経営はかかる取締役団の専

制的支配の下に置かれていた²⁶⁾

他方、一般出資者群はまったくの受動的存在にすぎなかった。一般出資者の会社に対する出資は、「先駆諸会社」にみられた取締役を通じての間接的な関係でなく、彼ら自身の名義による直接的なものになり、「特許状」においても、①配当を請求できること、②10年毎の「一般的清算」(=決算)に際して一定の持分を請求できること、③「一般的清算」に際して会計の公開を要求できること、以上が彼らの権利(=株主権)として認められていた。しかしながら、取締役の選任・解任権等を含む彼らの権利を擁護すべき会社機関である「株主総会」(=「出資者総会」(algemene vergadering))は設置されず、一般出資者に対する会計の公開に関する唯一の機会であった「一般的清算」も、最初の10年が経過した1612年にその延期が取締役会により決議されたまま、それ以後事実上一度も実行されなかった²⁷⁾

一時期、「オランダ共和国」それ自体の政治改革と並行して「オランダ東インド会社」の経営管理機構にも、主要出資者制の導入や監査を担う委員会の設置など、ある程度の「民主化」が図られたこともあったが²⁸⁾、それも十分な効果をあげることなく事実上立ち消えとなり、共和国が「連邦議会」に拠った都市貴族的大商業資本家門閥による専制的支配へと回帰する中で、「オランダ東インド会社」でも、彼らと人的に結びついた取締役団による会社経営の専制的支配が維持、否むしろ強化されて、1795年の「オランダ共和国」の崩壊と運命をともにする形で、1798年の会社解散の時を迎えるのである。

Ⅲ イギリス東インド会社

Ⅲ-1 制規組合から株式会社へ

1) 「ロンドン東インド会社」の設立

株式会社制度の起源を論じるとき、先の「オランダ東インド会社」と対照的に取り上げられるのが「イギリス東インド会社」である²⁹⁾。同社は、オランダ東インド会社に欠けていた経営管理機構である「出資者総会」(=「株主総会」)

を備えた「民主型」株式会社の起源ともされる。しかも、イギリス東インド会社は、「オランダ東インド会社」のように設立の当初から「株式会社」としての形態的特質を備えていたのではなく、「ジョイント・ストック・カンパニー」(joint-stock company)³⁰⁾と呼ばれる特殊イギリス的な制度の下で、パートナーシップ (partnership) 的性格を次第に払拭して「株式会社」としての会社形態上の特質を具備するに至り、特にオランダ東インド会社にはみられなかった「出資者総会」を備えた「民主型」株式会社へと転換していったのである。

すなわち、ネーデルラントにおいて東インド貿易に直接的に乗り出すべく多くの「先駆諸会社」が設立された16世紀末頃には、イギリス(イングランド)においても同様な動きがみられた。イギリスでも、自国産の羊毛を原料として16世紀半ば頃から毛織物工業が著しい発展を示しており、直接・間接に毛織物を新大陸に輸出した対価として流入してきた銀は、ロンドンの商人を中心としたイギリス商人の間でも、オランダ商人と同様に、この銀を用いて、スペインやポルトガルに独占されていた東インド貿易に直接的に進出しようとする気運が醸成された。オランダ側の積極的な動きに触発され、イギリスでも東インド貿易に携わる一大貿易会社設立の計画が登場する。そして、1600年12月31日に、当時の国王 Elizabeth I から正式に「特許状」(charter) が賦与され、ここに「イギリス東インド会社」—正確には「ロンドン東インド会社」(Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies)—が成立する³¹⁾。

2) 個別企業制時代

「イギリス東インド会社」は、その設立をみたものの、現実の出資払込みは、当初の熱狂にもかかわらず東インド貿易の成果に対する心理的不安を反映してか遅々として進まず、結局、「東インド会社」の全構成員の出資を結合した会社企業の設立は取り止められ、現実に払込みを希望する者のみからなる当座的な個別的会社企業 (limited or separate joint-stock) をその内部で副次的に設立し、これが「東インド会社」の名の下で東インド貿易に携わり、この種の当座

的個別企業に出資する者のみの間で利益を分配し損失を負担することになった³²⁾。

このような個別企業制の段階にあつては、「東インド会社」それ自体は何ら会社企業でなく、副次的な個別的会社企業に出資できる特権を有する成員、いわゆるフリー・メン (free men) から構成された団体、つまり、一種のギルド的な「制規組合」(regulated company) にすぎなかった³³⁾。そして、外枠としての「東インド会社」(=制規組合)の内部に設立された、実際に東インド貿易に従事する当座的な個別的会社企業に属する商船隊が、1601年2月から1613年1月にかけて合計12回にわたって、イギリスから出航していったのである³⁴⁾。

かかる個別的会社企業は、原則として各航海毎に設立され、個々の航海の終了とともに解散(清算)されるという当座的性格を帯びていた。利益の分配も、今日的な意味での「配当」(dividend)ではなく、オランダの「先駆諸会社」の場合と同様に、清算と決算、出資の払戻しと利益の分配とを未分化のままで包含した「分割」(division)の方式で行われた。そして、損失については、重役であるか一般出資者であるかにかかわらず、無限責任を負わされた³⁵⁾。

このような個別企業の設立にあたり発起人となり、設立後は当該企業の経営について支配力を握ったのは、外枠としての「東インド会社」(=制規組合)の重役団(1人の総裁(governor)と24人の理事(assistants))であった。すなわち、「総裁・理事制」を採る「東インド会社」の重役団(governor-assistants)が同時に各個別企業の機能資本家として現れ、彼らが当座的会社企業を設立し、商船隊の艀装と積荷を行い、帰荷の販売や清算・分割を行ったのである³⁶⁾。

もっとも、各個別企業にはそれぞれの出資者からなる「出資者総会」(General Court of Adventurers)が別に設けられており、1人1票の多数決により種々の決議を行い、ある程度重役団の専制を抑えることができた³⁷⁾。ただし、第4次航海(1608)において最低出資額が100ポンドから500ポンドに引き上げられたことにより、少額の出資者は「主要出資者」(principal adventurers)の背後にあつて彼らの名義で間接的に出資を行う「匿名出資者」(under-adventurers)となら

ざるを得ず、従来は「出資者総会」に参加できた少額出資者がそこから排除された結果、「出資者総会」は「全出資者の総会」から少数者の「主要出資者会」(assembly of the principal adventurers)へとその実質が変化し、重役団による会社経営の専制的支配が強化されることになった³⁸⁾

3) 合本企業制時代

上記の個別企業制は、間歇的な海上商業に適した企業形態であったが、しかし、当面のライバル企業である「オランダ東インド会社」と競合する中で自らの経営を維持・拡大していく上で多くの問題を有していた。すなわち、当座的性格を帯びた各個別企業は、それぞれの航海終了時に解散が予定されており、そのためには資産を出来るだけ流動化しておく必要があった。他方、「オランダ東インド会社」は、既述のように、当初から「株式会社」として設立されており、少なくとも短期的な解散は前提とされず、その有利な投資条件を背景に、東洋の各地に支店網と要塞等を築いていた。このようなライバル企業に対抗し、自らの経営を維持・拡大させていくためには、短期の有期的出資に基づく個別企業制に代わる、相対的ではあるがより長期的な出資に基づく、より包括的でより統一的な会社企業の設定が要請されるに至った。

すなわち、1613年に至り、それ以後4年にわたる4回の航海について一括的な出資申込が募集された。その払込みは4回に分割され、それぞれの年の商船隊の艀装毎に四分の一ずつ徴収され、第4回目の航海に至って全額の払込みが完了するという、新たな方式が採用されたのである。これが「第1次合本」(First Joint-Stock)と呼ばれるものであり、以後、1617年に「第2次合本」、1632年に「第3次合本」、1642年に「第4次合本」がそれぞれ成立している³⁹⁾

かかる合本企業(joint-stock)の第一の特徴は、「東インド会社」の実質的内容をなす会社企業が、その外枠である「制規組合」の全構成員の出資に基づいて設立されたということ、つまり、内容としての会社企業と外枠としての「東インド会社」(=制規組合)とがその人的規模において一致をみたということ

である。第二の特徴は、個別企業制時代にみられたような各航海毎に個別的会社企業を設立し、航海終了時に当該会社企業を解散するという意味での当座性は姿を消し、数次の航海を含む相対的に永続性（継続性）を帯びた会社企業が設立されることになったということである。ただし、完全な意味での永続性が獲得されたわけではなく、出資の払込みが完了するやすぐに清算が開始され、個別企業制の時代と同様に、清算と決算、出資の払戻しと利益の分配とを包含した「分割」が行われた。そして、損失について各出資者は無限責任を負わされた。その意味では、合本企業もまた、本質においてなお当座的企業の性格を色濃く残している⁴⁰⁾

このように、合本企業制の時代にあっても、「東インド会社」それ自体は、未だ会社企業とはいえず、その内部で繰り返し設立される東インド貿易に従事する当座的会社企業に出資できる特権をもつ成員（フリー・メン）から構成される「制規組合」にすぎなかった。ただし、「東インド会社」の実質的内容をなす当座的会社企業を、外枠たる「制規組合」としての「東インド会社」の全構成員がその出資を結合して設立した点で、もはや単なる「制規組合」でなく、「東インド会社」が一個の「ジョイント・ストック・カンパニー」として会社企業に接近したことが認められる⁴¹⁾

ただし、各合本企業の経営の支配力を握っていたのは、かつての個別企業制の時代と同様に、外枠たる「東インド会社」（＝制規組合）の機関としての重役団（総裁・理事）であった。「制規組合」の全構成員からなる「総会」で選出された彼らが、自己のイニシアティブによって当座的会社企業である合本企業の設立を企画し、設立された個々の合本企業の執行機関としてア・プリオリに現れたのである⁴²⁾

もちろんこれに対して出資者団の利益を代表するものとして「出資者総会」が存在し、しかも、その人的規模は合本企業の性質上外枠としての「東インド会社」（＝「制規組合」）の「総会」のそれと一致するものであった。そして、「出資者総会」はある程度合本企業の経営・支配に関する重要事項について重

役団を抑えた。しかし、「東インド会社」(=制規組合)の機関である重役団が企業統治の点で圧倒的支配力を有していたことも明らかである⁴³⁾

4) 株式会社企業への転換

「第4次合本」が成立した1642年は国王 Charles I と議会との対立から内乱が勃発した年であり、その後の「ピューリタン革命」(Puritan Revolution : 1640~1660)の進行とそれに伴う共和制の成立、さらに、共和制の崩壊と「王政復古」(Restoration : 1660)という時期は、イギリスの歴史でもきわめて大きな政治的変動期であった。社会情勢の大きな変動の中で、東インド貿易についてもさまざまな議論が交わされることになった。すなわち、東インド貿易の公開を求めるもの、制規組合を設立すべしとするもの、個別企業制を求めるもの、単一の合本形態による経営を要求するものなどである⁴⁴⁾。その中から、結果として、「東インド会社」は、それまでの当座的会社企業を内包した「制規組合」から、それ自体が永続的な会社企業、それも「出資者総会」(=「株主総会」)を備えた「民主型」株式会社へと大きな質的転換を遂げるのである。

すなわち、「護国卿」(Lord Protector)として共和制下のイギリス(=「コモンウェルス」(Commonwealth of England))を事実上支配した Oliver Cromwell は、旧来の「東インド会社」を改組し、1657年10月に、東インド貿易が独占的な統一的合本制により経営されるべきことを趣旨とした新しい「特許状」を賦与し、これに基づいて「新合本」(New General Stock)が設立されている。そして、その『設立趣意書』(Preamble to the Subscription to the New Joint Stock)において、当初7年、以後3年毎に会社資本の「公正無私な評価」(just and indifferent valuation)(=一般的決算)が行われ、その評価にしたがって社員の入退社が認められることなどが規定された⁴⁵⁾

ここに、「東インド会社」は、従来の当座的性格を払拭し、それ自体が一つの永続的(継続的)な会社企業として歩みはじめた。そして、これとともに、「東インド会社」の内部に「出資者総会」(=「株主総会」)が確立され、従来、

専制的に行われてきた重役団による会社支配もかかる「出資者総会」における投票を通じて行われなければならなくなった⁴⁶⁾

もっとも、Cromwellの「特許状」そのものは「王政復古」とともに破棄され、1661年4月に新たな「特許状」が国王 Charles II から賦与されている。そして、翌1662年に、Charles II から「破産者に関する布告の条例」(Act declaratory concerning Bankrupts) が公布され、これにより、東インド会社やアフリカ会社などの出資者に対して、一種の有限責任が認められるに至った⁴⁷⁾ この段階において、「東インド会社」は、まさしく「株式会社」としての姿を現したのであり、先のCromwellによる改組が完成されて、「出資者総会」(=「株主総会」)を備えた近代的な株式会社へと転換したのである。

Ⅲ-2 「イギリス東インド会社」の会社形態上の特質

1) 全社員の有限責任制の確立

株式会社の誕生を識別する形態的特質としては、既述のように、①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由な等額株式制、④確定資本金制と永続性(継続性)を挙げることができるが、特に「全社員の有限責任制」の確立こそは、株式会社の誕生ないし会社形態上の質的転換の決定的指標とされる。

では、「イギリス東インド会社」の場合、損失に対する責任はどのように処理されていたのであろうか。株式会社への質的転換を遂げる以前にあっては、外枠としての「東インド会社」(=制規組合)の内部に繰り返し設立された当座的な個別的会社企業に生じた損失について、制度的には各出資者が「無限責任」を負うものとされていた。ただし、ここでいう「無限責任」とは、特殊イギリス的な損失負担の形式、つまり、直接的な人的無限責任ではなく、全出資者に対して彼らの出資額(subscription)に比例した「徴収」(levy, assessment)を行い、ともかく全出資者が出資額を超えた責任を持つという、間接的な無限責任を意味した。しかも、重役団がこのような「徴収」を一般出資者、とりわけ「匿名出資者」にまで強制できたかといえ、そのような実力も意思も持た

なかったのであり、結果的に、重役団とそれに近い主要出資者以外は、事実上の「有限責任」に近づいていたのである⁴⁸⁾

次の合本企業制の時代においても、基本的には個別企業制時代のそれと同様であり、各出資者は、損失に対して出資額に比例した「徴収」という、特殊イギリス的な間接的な無限責任を負っていたが、重役団にかかる「徴収」を強制する実力はなく、事実上責任は企業職能を担う中心的支配者層（総裁・理事）に無限責任としてかかり、一般出資者はその責任を免れることができた⁴⁹⁾

このように、株式会社への転換が生じる以前においても、責任形態の事実上の分化、つまり、①企業職能を担う重役団やそれに近い主要出資者は無限責任を負い、②一般出資者は有限責任を負うという形での責任形態の分化がみられたのであるが、17世紀中葉における Cromwell による改組と、これに続く Charles II による改組、特に後者の改組を経て、「東インド会社」は「全社員の有限責任制」を獲得し、株式会社への大きな質的転換を遂げるのである。

すなわち、「ピューリタン革命」後の共和制下に成立した「新合本」の『設立趣意書』には、損失が生じた場合には各出資者がそれぞれの比例的割前 (proportionate share) を負担すると定められているのみで、その限度に関する規定は設けられていなかった⁵⁰⁾ しかし、「王政復古」後の 1661 年に Charles II から賦与された新たな「特許状」と、1662 年に公布された「破産者に関する布告の条例」は、結果的に「東インド会社」の株式会社への質的転換を完成することになる。特に後者の条例によって、東インド会社その他の会社の出資者たちは債務者の無限責任を定めていた破産法の適用を免れることとされたのである。さらに、「王政復古」後の「新合本」に関する新しい『設立趣意書』(1665) では、各出資者が会社に対して負える負債については彼の出資金と配当金はその責任に充てられるべきことが規定され、彼の私的財産でないことが明らかにされた。ここに、株式会社の誕生、特にその決定的指標とされる「全社員の有限責任制」の確立を見出すことができるのである⁵¹⁾

2) 「出資者総会」(＝「株主総会」)の設置

株式会社への転換後にみられる形態的特質の第二は、外枠としての「東インド会社」(＝制規組合)とその実質的内容としての会社企業の規模の乖離がCromwellの改組によって排除され、従来の「制規組合」が永続的な会社企業の中に吸収され、「東インド会社」が一個の会社企業となるに及び、従来あった「制規組合」の「総会」が会社企業の「出資者総会」の中に吸収され、その姿を消すに至ったということである。

1640年代から「東インド会社」(＝制規組合)の「総会」とその実質的内容たる合本企業の「出資者総会」との関係は次第に逆転しつつあったが、たとえば、共和制下での「新合本」の設立にあたっての「総会」は、かつてのような東インド貿易に出資できる特権を有する成員(フリー・メン)からなる「制規組合」の「総会」ではなく、「インド地域への新合本に出資申込を行おうとするすべての人たちの総会」(general meeting of all those who wish to underwrite in the new joint stock for the Indies)となっており、企業職能を担う重役団の選出もまた完全に「出資者総会」の手に移され、重役団それ自体も出資者としての資格において選出されることになった。その意味で、イギリス東インド会社に民主的な「出資者総会」(General Court)が確立されることになった⁵²⁾

この「総会」はすべての出資者によって構成され、投票によって重役団の選出をはじめとする重要事項が決定される。各出資者は総会に出席し、その出資額に応じて投票する。このとき、500ポンドの出資毎に1票の権利が与えられ、この額に満たない出資者は相互に結合してその中の1人を選んで他を代表することが認められた。しかも、投票方法は、かつての「挙手制」(show of hand)でなく、「無記名投票制」(ballot system)で実施されることに変更され、「オランダ東インド会社」の場合にはその解散に至るまでみられなかった「出資者総会」(＝「株主総会」)ないしその原型の形成をみるのである⁵³⁾

このような「出資者総会」の出現をもって、「イギリス東インド会社」は、「専制型」株式会社としての「オランダ東インド会社」との対比において、「民主

型」株式会社として特徴づけられる⁵⁴⁾。ただし、「出資者総会」を備えた「民主型」株式会社の出現といっても、それは、「制規組合」の重役団を構成した機能資本家的大株主集団による会社経営の支配が消滅したことを意味するわけではない。重役団の会社支配がもはや専制的に行われず、経営管理機構の一つである「出資者総会」において出資額に比例した議決権の行使を通じて行われなければならないなくなったということの意味しているにすぎない⁵⁵⁾。

3) 「取締役会制」への移行

株式会社への質的転換後の「東インド会社」の経営陣は、形式上は従前と同様な「総裁・理事制」(具体的には、1人の総裁、1人の副総裁、24人の理事)を採っているが、彼らは、かつてのように「制規組合」の重役団として選出され、各個別企業(ないし合本企業)にア・プリオリに与えられたのではなく、「出資者総会」において選出された、あくまでも会社企業の機関であった⁵⁶⁾。

彼らは毎年1,000ポンド以上の出資者中の候補者から「総会」での多数決により選出され、総裁と副総裁は一度に2年以上その地位に止まれず、理事中の8人は選挙毎に辞任し他の8人がこれに代わって選ばれるべきことなど、その任期が定められ、また、彼らの独断と私利の追求が厳に禁止されていた⁵⁷⁾。

ただし、イギリス東インド会社が、「総裁・理事制」という、かつてのギルド的な「制規組合」以来の制度から脱却して、今日的な「取締役会制」(board of directors)に移行するのは18世紀初頭に至ってからのことである。すなわち、「王政復古」後の後期ステュアート朝政権の動揺により「名誉革命」(Glorious Revolution: 1688~1689)が生起した後の1698年に、従来からの(旧)「イギリス東インド会社」(=「ロンドン東インド会社」)の競争会社として(新)「イギリス東インド会社」(English Company trading into the East Indies)が新たに設立され、これら新旧両会社の合同によって1709年に「合同東インド会社」(United Company of Merchants of England trading into the East Indies)が設立された結果、(新)「イギリス東インド会社」に賦与された「特許状」に含まれて

いた24人の取締役 (directors, managers) からなる「取締役会制」が「合同東インド会社」に導入されて以降のことであり、ここに至って経営陣はその実質に見合った近代的な経営管理機構を持つことになるのである⁵⁸⁾

4) 企業の永続性 (継続性) の確立

株式会社への転換に伴う第三の形態的特質は、企業としての永続性 (継続性) の確立にあり、それは「東インド会社」の会計の側面に典型的に見出される。

すなわち、利益の分配に関しては、企業の永続性の獲得とともに、清算と決算、出資の払戻しと利益の分配とを未分化のままで包含していた従来の「分割」制が廃止され、本来の意味での「配当」制が確立された。1661年9月に、Cromwell による改組後はじめての「配当」を宣言するにあたり、重役団は、かつての「分割」制を廃止して、以後、稼得された利益のみを分配することを宣言したのであり、実際にこの「配当」は1662年6月に支払われている⁵⁹⁾

また、会社資本の評価 (= 一般的決算) は、Cromwell による改組まで行われていた秘密主義的な会計からの離脱を示すものであり、組織的簿記法である「複式簿記」も1664年8月から東インド会社の会計機構に導入されることになった。すなわち、1664年7月の重役会において従来の会計方法からの変更が決定され、「会計委員会」 (Committee for Accompts) からの報告を受けて、同年8月から実際に複式簿記が東インド会社に導入されたのである⁶⁰⁾

さらに、「新合本」の『設立趣意書』において、当初7年、以後3年毎に実施するものとされた会社資本の評価は、第1回目のものがCromwell による改組後最初の7年目にあたる1664年に実施され、その結果が「出資者総会」 (= 「株主総会」) で報告されている。その後、会社資本の評価は実際には7年毎に実施されることになったが、1664年に続く第2回目の、そして、複式簿記が導入されてから最初のものにあたる1671年の評価においては、今日的な会計ディスクロージャーの源流ともいえる、「財産一覧表」の作成と「出資者総会」での報告が行われたのである⁶¹⁾

5) 「株式制」の萌芽と「等額株式制」への移行

「東インド会社」への出資は「持分」(adventure) (または「株」(share)) と呼ばれ、それは、株式会社への転換前においては、単に出資と利益の請求権だけでなく、外株としての「制規組合」の構成員(フリー・メン)たる資格も対象とされていた。かかる「持分」は、頻繁ではないにしても譲渡可能であり、実際にも譲渡されたが、その場合には、「東インド会社」(=制規組合)の「総会」の決議を経る必要があり、しかも、譲渡先は原則として「東インド会社」の構成員であることが要求された。もしそれが外部の人たちに売却された場合には、買い手は、当時の「持分」の性格上、本来の投資とは別に、ギルド的な「制規組合」の構成員として享受する特権の代償としての「加入金」(fine for admission)を支払わなければならなかった⁶²⁾

また、かかる「持分」は、一種の萌芽的な「株券」(bill of adventure)の形態を採っており、払込み済みの出資者に交付された。ただし、この「株券」は、等額に分割されずに1人の出資者の出資金額を端数を含めて一括して表示していたこと、また、追徴(ないし追加払込み)が行われるときは常に新しい「株券」に書き改められたという点で、なお萌芽的な段階に止まっていた⁶³⁾

しかしながら、株式会社への転換後は、企業の永続性と配当制の確立により、従前は配当請求権と清算時の出資払戻請求権とを未分化のまま化体したがゆえに「配当証券」としての性格が不明瞭であったものが、いわゆる「株式」、つまり、譲渡可能な記名証券と化すことになった。また、等額分割制は未だ欠如していたが、最低出資額が100ポンドと定められ、株価は常に払込み100ポンドの単位で評価され、さらに、売買もほぼ払込み100ポンドの倍数額の大きさで行われるなど、等額分割への傾向を示していたのである⁶⁴⁾

IV 結 語

本稿の目的は、株式会社制度の起源とされる「オランダ東インド会社」と「イ

ギリス東インド会社」を取り上げ、これら二つの最初期の株式会社にみられる経営管理機構（会社機関）の態様と機能、および、かかる経営管理機構と一般出資者との関係について、特に「取締役会」と「株主総会」（＝「出資者総会」または「社員総会」）に焦点をあてながら歴史的考察を行うことにあった。

叙上のように、「オランダ東インド会社」は、1602年3月の設立当初から株式会社としての形態的特質を備えた形で登場している。そして、その設立母胎となった「先駆諸会社」から天下りの的に指名された取締役から構成される「取締役会」が経営管理機構として設けられ、かつ、取締役中の代表者からなる「十七人重役会」が会社の最高機関として設置されていた。すなわち、「オランダ東インド会社」にあつては、「先駆諸会社」に由来する取締役団が、「特許状」等による種々公的な組織上の規制を加えられることにより「取締役会」として整備されるに至った。しかも、取締役の地位は機関というよりは社会的身分の色彩を有していた。したがって、彼らによる専制的支配の下で、一般出資者の権利（＝株主権）は配当請求権等に限定されており、すべての出資者から構成され、取締役の選任・解任等の基本的事項を決議する会社機関としての「出資者総会」（＝「社員総会」）は同社の解散に至るまで設けられなかった。

他方、「イギリス東インド会社」の場合には、1600年12月の設立から約半世紀の間は、「オランダ東インド会社」と異なり、それ自体は何ら会社企業とはいえず、東インド貿易に従事する副次的な当座的個別的会社企業に出資できる特権を有する成員から構成された「制規組合」にすぎなかった。しかしながら、「イギリス東インド会社」は、「ピューリタン革命」を通じて産業資本家層とこれと不可離に絡み合った自営農民層が従来王権と結んでいた商業資本家層を排除して民主制が実現される中で、「出資者総会」（＝「株主総会」）を備えた「民主型」株式会社への質的転換を遂げることになる。すなわち、当初は外枠としての「東インド会社」（＝制規組合）の構成員のうち現実に出資を希望する者のみから構成されていた当座的会社企業が、次第に「東インド会社」の全構成員の出資に基づいて設立されるという段階を経て、さらに、17世紀中葉に

おける Cromwell による改組と、それに続く Charles II による改組を経て、「全社員の有限責任制」の確立や経営管理機構の形成など、株式会社としての形態的特質を具備するに至り、「オランダ東インド会社」に欠けていた「出資者総会」を備えた「民主型」株式会社へと大きな質的転換を遂げるのである。

もともと、「イギリス東インド会社」に経営管理機構としての「出資者総会」が自生的に設けられたとはいっても、そのことをもって直ちに「出資者総会」が会社の経営管理機構における最高機関として位置づけられ、もう一つの重要な機関である重役団（総裁・理事（＝「取締役会」））を構成した機能資本家的大株主集団による会社経営をコントロールすることにより、彼らによる会社経営の専制的支配が実質的に消滅したことを意味するわけではない。あくまでも機能資本家的大株主集団による会社支配が「出資者総会」での投票を通じて行われなければならないということの意味しているにすぎない。

そして、「株式会社」がイギリスの歴史の舞台に登場してから起こった最初の大きな事件 (scandal)、しかも、「株主総会」(＝「出資者総会」)を備えた「民主型」株式会社であったにもかかわらず、重役団による会社経営の専制的支配に伴う弊害が顕著に現れた事件こそが、本稿の冒頭に掲げた Smith の引用文中に出てくる「南海会社」(Governor and Company of the Merchants of Great Britain trading to the South-Sea and Other Parts of America and for encouraging the Fishery) に絡む「南海の泡沫」(1720)であった。

「南海会社」は、オリノコ川からテラ・デル・フェゴの南端に至るまでの南アメリカ大陸東岸との貿易（特に奴隷貿易を中心としたスペイン領南アメリカ植民地との「アシエント貿易」(Ascient Trade)）の独占権を与えられており、その意味で本稿で検討したオランダとイギリスの二つの「東インド会社」と同様な特権的貿易会社と位置づけられる。しかも、同社は、1711年に設立された当初から、「ファンド・オブ・クレジット」(fund of credit)⁶⁵⁾と呼ばれる手法により、既発行の国債を「南海会社」の株式に転換し、これを同社の資本金に組み入れるという形で、戦費調達等の目的で発行されていた巨額の国債を処理

することも起業目的とされていた。特に長期国債の「南海会社」株式への転換計画である「南海計画」(South-Sea Scheme : 1720) の実施段階では、経営陣は、国債を時価で株式に転換する過程で生じるプレミアムの獲得を目的として、株価の恣意的な吊り上げとその高水準での維持などを画策し、当時の西ヨーロッパを覆った投機ムードの中で、後世に「南海の泡沫」と呼ばれる、古典的株式投機とそのあっけない崩壊をもたらすことなる⁶⁶⁾

1720年当時の「南海会社」の経営管理機構は外面上はそれ相当に整備されており、たとえば、取締役会の下にかなり詳細に機能を分担した各種の小委員会(subcommittees)が設けられていた。しかしながら、小委員会が委託された事項に関して強大な権限を有し、いわば分権化された独自の存在であったことが、かえって「内閣」(Cabinet Council) (または「十人委員会」(Decemvirate)) と呼ばれた一部の突出した取締役集団が小委員会を根城に会社の全機構を掌握することを可能にし、彼らの独走による投機的利益獲得への途を拓くことになった。すなわち、「南海会社」の経営管理機構は、一部の取締役たちによる会社組織の奪取・専断を可能とするような不備を内在していた⁶⁷⁾ しかも、株主総会も取締役会の行動をコントロールすることなく、「南海計画」に関してまったく異議を唱えずに、むしろ1720年2月の総会ではかかる事業遂行にさらに必要とされることを取締役会の手に乗ねるとの決議さえ行っていた⁶⁸⁾ Smithが『国富論』の中で株式会社の企業統治に関して株主と取締役双方の無責任の相乗から生じる深刻な事態を指摘するにあたり念頭においた事例とは、まさにこのような「南海会社」の乱脈経営であったのである⁶⁹⁾

注

* 本稿は、中野 [2001] 及び [2002 a] に基づいて作成したものであり、より詳細な内容についてはこれら二つの論稿を参照されたい (See also 中野 [2002 b])。

1) Smith [1776] (Cannan's edition), Vol. II, pp. 264-265 (大河内 (監訳) [1988], 1185-1186 頁)。

2) 大塚 [1969 a], 144 頁。

3) 大塚 [1969 a], 21-22 頁; see 大塚 [1969 a], 前編第三章第一節。

企業の構成要素として、客体的条件である「出資」と、主体的条件である「企業職能」を挙げることができる。このうち、「出資」とは、企業の運動の物的基礎をなす一定額の価値（貨幣または現物）をいう。また、「企業職能」とは、かかる物的素材である「出資」に生命を吹き込み、これを自己増殖の運動に駆り立てる主体的活動力をいう。そして、このような「出資」と「企業職能」という二つの概念を手がかりとして、「資本家」はいくつかの形態に分類される。すなわち、「機能資本家」とは、出資を行うとともに、それに対する能動的な企業職能を自ら保持し、これに対応して損失に対して無限責任を負う資本家をいう。他方、「無機能資本家」とは、企業に対して出資を行うが、受動的に利益の一定部分の分け前にあずかるのみで、能動的な企業職能を喪失している資本家をいう。この「無機能資本家」の徹底した形態として、資本を機能資本家に貸付・委託するか、機能資本家の出資と結合するかして、自己の出資に対する何らの企業職能も保持していない「利子付資本家」がある。また、「無機能資本家」の一亜種（または「機能資本家」と「無機能資本家」の中間形態）として、自己の出資持分に対して単なる利子請求権だけでなく利益配当請求権を保持するとともに、損失に対しては通常出資を限度とする有限責任を負う「持分資本家」がある（大塚 [1969 a], 20-21 頁）。

4) 大塚 [1969 a], 24-25 頁。

5) 大塚 [1969 a], 142 頁。

「オランダ東インド会社」や「イギリス東インド会社」の社名に含まれる「東インド」(East Indies)とは、「インドの東部」(Eastern India, East of India)を意味するものでなく、15世紀末から18世紀前半にかけてのヨーロッパ商人の理解するところによれば、豊富かつ贅沢な東邦物産を産出する諸地域を意味していたといわれる。このことは、「オランダ東インド会社」と「イギリス東インド会社」のいずれもがそれぞれの「特許状」において喜望峰からマゼラン海峡に至る広大な地域での貿易独占権を賦与されていたことから明らかであろう（西村 [1966], 2-3 頁; see Scott [1910], p.93; Bruijin *et al.* [1987], pp. 3-4）。

6) 株式会社を「特許状」に基づく「特許会社」として設立するという「オランダ東インド会社」の方式は、それが必ずしも最初とはいえないものの、株式会社設立にあたっての「特許主義」の原型になったといわれる。なお、会社設立時に賦与された第1次特許状は21年の期限が付されていたが、その満期にあたる1622年にやや重要な変更が加えられた上で20年を期限として更新され、その後も、1647年に25年を期限に更新、1665年には期限が未だ到来しない中で期限を28年に延長、そして、1700年以降はきわめて不規則的な形で更新されている（大塚 [1969 a], 359-360 頁）。

7) ここでいう「先駆諸会社」とは、文字通り、株式会社制度の起源となった「オランダ東インド会社」に先駆けて誕生しその設立母胎になった会社企業という意味である。

8) See 大塚 [1969 b], 第一編第二章第一節二。

9) 大塚 [1969 a], 329-330 頁; see 大塚 [1969 b], 第一編第二章第一節二。

10) 「総督」とは、かつてはスペイン国王が任命する主権代行者であったが、スペインに対する叛乱後は、新国家における陸海軍の最高司令官、国务会議の議長、議会の運営に影響を与える臨席者、諸州間の紛争の調停者等として、特に独立戦争を主導した Willem I とその子 Maurits という現実的存在を通じ、共和的連邦国家を構成する七つの州の臨時的協議体から常設の行政機関（中央政府）へと漸次脱皮した「連邦議会」と並んで主権的地位を占めていた。このような「総督」や「連邦議会」など、当時の「オランダ共和国」に特殊な国家組織については、たとえば、栗原 [1986] (2・一) を参照されたい。

11) 大塚 [1969 a], 334-335 頁; 科野 [1988], 14-19 頁。

12) 大塚 [1969 a], 339-341 頁; 科野 [1988], 21 頁。

オランダ各地に設立された「先駆諸会社」の詳細とそれらが「オランダ東インド会社」に統合されていく過程については、たとえば、加藤 [1987] ([図 1] (415 頁)) を参照されたい (See also 中野 [2001], 18 頁)。

13) 大塚 [1969 a], 341 頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 3; 科野 [1988], 21-22 頁。

14) 大塚 [1969 a], 342-343 頁; 科野 [1988], 22-23 頁。

15) 大塚 [1969 a], 134-135, 346-349 頁; 科野 [1988], 22-23 頁。

16) 大塚 [1969 a], 351-352 頁。

17) 大塚 [1969 a], 353 頁。

18) 大塚 [1969 a], 353-354 頁。

19) 大塚 [1969 a], 355 頁; Bruijin *et al.* [1987], pp. 3-4; 科野 [1988], 22 頁。

「利益」のみを分配する方式を「配当」(dividend) というのに対し、「利益」の分配とともに「出資」も同時に払い戻してしまう方式、つまり、清算と決算、出資の払戻しと利益の分配を未分化のまま包含した方式を「分割」(divisie: 英語では division) という。

20) 大塚 [1969 a], 355-357 頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 4.

21) 大塚 [1969 a], 350 頁。

22) 「オランダ東インド会社」は、これに先行する「先駆諸会社」の包括的合併の結果として成立するが、「先駆諸会社」そのものは北ネーデルラント各地に割拠した商業資本がそれぞれ東インド貿易を企図して設立した会社企業であり、その合併にあたっては、各地の商業資本間の利害対立のゆえに、一つの会社に完全な形で融合されることなく、妥協的な形態として、独立性の強い部分企業である「カーメル」に分裂されるという特徴を備えていた。すなわち、「オランダ共和国」それ自体が強力な中央政府をもたない連邦国家（極端な分権主義的原理に基づく七つの独立的な州の連合体）であったことを反映して、「国家内の国家」とでもいうべき「オランダ東インド会社」も、その縮図のように、設立母胎となった「先駆諸会社」を単位として、アムステルダム、ゼーラント（ミッデルブルフ）、ロッテルダム、デルフト、ホールン、エンクハイゼンをその所在地とする六つの「カーメ

- ル」に分裂され、それらの連合体として成立した。したがって、「取締役」はそれぞれの「カーメル」に分属し、各「カーメル」の取締役団は半ば独立的な経営を行ったが、しかし、「オランダ東インド会社」の設立目的、つまり、東インド貿易の「独占の確保」を達成するために、全「カーメル」を総括する一般的ではあるが強固な義務的規制を実施する機関として、各「カーメル」の取締役中から選出された代表者から構成される「十七人重役会」が設置されたのであり、当該委員会は「オランダ東インド会社」の本国における経営管理機構の中心となったのである(大塚 [1969 a], 374-377 頁; Bruijin *et al.* [1987], pp. 7, 15-18; 科野 [1988], 27, 30-35, 50 頁)。
- 23) 大塚 [1969 a], 後編第三章第二節一 A。
- 24) 大塚 [1969 a], 359-360, 389-390 頁; Braudel [1979], p. 179 (村上(訳) [1996], 272 頁); Bruijin *et al.* [1987], pp. 6-7; see 栗原 [1986]。
- 25) 大塚 [1969 a], 380-381 頁; Bruijin *et al.* [1987], pp. 11-12; 科野 [1988], 28 頁。
- 26) 大塚 [1969 a], 380-381 頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 11.
- 27) 大塚 [1969 a], 386 頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 9; 科野 [1988], 29-30 頁。
- 28) 「オランダ共和国」では、「都市貴族」(少数の大商業資本家門閥)による専制的支配が顕著であり、「連邦議会」に拠って共和国全体に君臨した彼らの政治的・経済的支配に対する産業資本家(特に毛織物工業資本家)の反抗は、国内における毛織物工業がますます隆盛に赴くにつれて次第に激烈となり、それは「総督」の地位にあった Maurits van Oranje による 1618 年のクーデターでピークに達した。このような政治的・社会的激動の中で、「オランダ東インド会社」においても、取締役団による専制的支配の下に置かれていた一般出資者の間に反抗の気運が高まり、1622-23 年の特許状の更新にあたってはそこに重要な規定変更が加えられた。すなわち、①設立時の第 1 次特許状の期限経過後 6 か月に「一般的清算」(=決算)を行い、これを「連邦議会」と「主要出資者」それぞれの代表者からなる委員会に公開すること、②一般出資者のいべきことは主要出資者の代表を通じて申し出ることという、新しい二つの規定が設けられたのであり、「主要出資者制」の導入を機軸とした、会社経営におけるある程度の「民主化」が図られたのである(大塚 [1969 a], 388-394, 396-397 頁; 栗原 [1969], 134-137 頁; Bruijin *et al.* [1987], p. 9; see 山榘 [1961], 26-28 頁; 西山 [1995], 7-8 頁)。
- 29) 「イギリス東インド会社」(British East India Company) という場合には、実際には三つの会社、つまり、① 1600 年に設立された(旧)「イギリス東インド会社」(=「ロンドン東インド会社」)(Governor and Company of Merchants of London trading into the East Indies), ② これに対抗して 1698 年に設立された(新)「イギリス東インド会社」(English Company trading into the East Indies), および、③ これら新旧両社が 1709 年に合同した結果として成立した「合同東インド会社」(United Company of Merchants of England trading into the East Indies) が含まれる。ただし、本稿でもっぱら検討の対象とするのは(旧)「イギリス東イ

ンド会社」 (= 「ロンドン東インド会社」) であり、したがって、以下では、特に他の2社と区別する必要がない限り、(旧)「イギリス東インド会社」を「イギリス東インド会社」(または単に「東インド会社」) と記すことにする。

- 30) 「ジョイント・ストック・カンパニー」(joint-stock company) とは、外国貿易商人のギルド的組合である「制規組合」(regulated company) の外枠と、その内容である中世以来の当座的公司制度である「パートナーシップ」(partnership) とが経過的に癒合した結果として成立し、その団体的規模に一致する「結合資本」(joint-stock (=会社資本)) によりもっぱら経営を行うところの会社企業である。したがって、後述するように、「東インド会社」が“joint-stock company”に生成した1613年当時であっても、それ自体は何ら「株式会社」といえるものでなく、むしろその後の歴史的経過の中で「全社員の有限責任制」等の形態的特質を具備することにより、本来の「株式会社」へと質的転換を遂げていくのである(See 大塚 [1969 a], 前編補論第二章)。
- 31) 大塚 [1969 a], 443-448 頁; 西村 [1966], 25-27 頁。
なお, Elizabeth I から賦与された「特許状」には15年の期限が付されていたが、彼女亡き後にイングランドの王位を継承したスチュアート家の James I は、海外貿易の巨利に目覚め、積極的に東インド会社を援助しており、Elizabeth I の「特許状」を期限前の1609年に更新した際には、一定の条件付きながら、永続性 (forever) を持つ新たな「特許状」が賦与されたのである(大塚 [1969 a], 189-190, 451 頁)。
- 32) 大塚 [1969 a], 448-449 頁; 西村 [1966], 28-29 頁。
- 33) 大塚 [1969 a], 449 頁。
- 34) 個別企業制時代における各個別企業の出資額と分割率については、たとえば、Scott [1910] (pp. 123-125) を参照されたい(See also Chaudhuri [1965], p. 209; 西村 [1966], 30 頁; 中野 [2002 a], 23 頁)。
- 35) 大塚 [1969 a], 452-453, 459 頁; see 大塚 [1969 a], 355 頁; Baladouni [1996], p. 221.
- 36) 大塚 [1969 a], 455-456 頁。
- 37) 大塚 [1969 a], 456 頁。
- 38) 大塚 [1969 a], 450, 456-459 頁。
- 39) 合本企業制時代における各合本企業 (及び経営危機に際し一時的に設立された各個別企業) の出資額と分割率については、たとえば、Scott [1910] (pp. 125-126) を参照されたい(See also Chaudhuri [1965], pp. 209, 211, 213; 西村 [1966], 37-46 頁; 中野 [2002a], 25 頁)。
また、たとえば、「第一次合本」における合本企業の年度別 (1613~1621) の出資額と分割率については、Chaudhuri [1965] (p. 211) を参照されたい (See also 中野 [2002 a], 36 頁)。
- 40) 大塚 [1969 a], 471-472, 478, 480 頁。

- 41) 大塚 [1969 a], 206-207, 471-472, 480-481 頁。
- 42) 大塚 [1969 a], 481-482 頁。
- 43) 大塚 [1969 a], 482 頁。
- 44) Scott [1910], p. 122.
- 45) 大塚 [1969 a], 496 頁; 西村 [1966], 82 頁; see Sainsbury [1916], p.174.
- 46) 大塚 [1969 a], 497-498 頁。
- 47) Scott [1912], p.270; 大塚 [1969 a], 503 頁; 西村 [1966], 83, 85-386 頁; see 大隅 [1953], 39 頁。

ただし、この条例によって株主有限責任制が確立されたという点については異論が存する (See 本間 [1963], 10-12 頁)。

- 48) 大塚 [1969 a], 201-203, 209-210, 461-463 頁。
- 49) 大塚 [1969 a], 483 頁。
- 50) 大塚 [1969 a], 210-211, 500-501 頁; see Sainsbury [1916], p. 174.
- 51) Scott [1912], p. 270; 大塚 [1969 a], 503-504 頁; 西村 [1966], 85-86 頁; see Sainsbury [1925], p. 133 (footnote 1).

もっとも、この段階での「全社員の有限責任制」は、既に事実上は有限責任となっていた一般出資者を除く重役団の有限責任化に他ならない。「王政復古」後、Charles II は「東インド会社」の重役を自己の腹心によって占めさせており、「破産者に関する布告の条例」の立法化は、無限責任が堪えがたく落ちかかっていた彼らのイニシアティブによるものであると考えられている (大塚 [1969 a], 505 頁)。

- 52) 大塚 [1969 a], 495 頁; see Sainsbury [1916], p. 173.
- 53) 大塚 [1969 a], 497 頁; see Sainsbury [1916], p. 174.
- 54) 大塚 [1969 a], 406, 497, 505 頁。
- 55) 大塚 [1969 a], 497 頁。
- 56) 大塚 [1969 a], 497-498 頁。
- 57) 大塚 [1969 a], 498 頁; see Sainsbury [1916], p. 197.
- 58) 大塚 [1969 a], 513-514 頁; see Scott [1910], pp. 180, 192-194.

「合同東インド会社」時代の「株主総会」(General Court of Shareholders or Proprietors) について付言すれば、それは、年に4回、つまり、3月、6月、9月、12月にそれぞれ開催され、そのもっとも重要な機能は取締役を選出することであった。そして、株主総会で選出された24人の取締役から構成される「取締役会」(Court of Directors) が会社経営を担う執行部を形成し、彼らは、通信文書委員会、会計委員会、購入委員会、船舶委員会、財政委員会等の七つの委員会にそれぞれ9人の取締役が委員となって所属し、経営の実務を取り仕切った。また、ロンドンの本社とは別に、インド現地には、ボンベイ、マドラス、カルカッタにそれぞれ管区長が置かれ、その下に管区評議会、さらに、各種委員会が設け

られていた(浅田 [1989], 90-99頁; 浜渦 [2001], 53-56頁)。

59) 大塚 [1969 a], 499, 507頁; see Sainsbury [1916], p. 174; [1925], p. 131; 中野 [1977], 345-349頁。

60) Winjum [1972], pp. 220-221; see Sainsbury [1925], p. 49; Baladouni [1996], p. 222.

イギリス東インド会社の現存する会計帳簿もまた、会社内部での複式簿記の導入と符合するかのようには、1664年8月にはじまる2冊のB元帳(1664年8月~1669年3月)以降のものである。ただし、複式簿記は、少なくともそれが導入された17世紀中葉にあっては、もっぱら経営活動の管理計算的把握にその主たる機能が求められ、配当の宣言や財産一覧表の作成については限定された役割しか果たしていなかったと考えられる(茂木 [1994], 3, 26頁; 中野 [1977], IV~VI; see Winjum [1972], X)。

61) 大塚 [1969a], 506頁; Sainsbury [1925], pp. 113-114; [1932], pp. 68-70; see 中野 [2002 a], 31頁。

62) 大塚 [1969 a], 191, 465-466頁。

63) 大塚 [1969 a], 467-468頁。

64) 大塚 [1969 a], 501-502頁。

65) 「ファンド・オブ・クレジット」という用語は、かなり多様な内容を含意するものとして用いられているが、本稿では、「既発行の国債を特権会社の設立または増資にあたり、貨幣形態に準じるものとして資本として払い込ませ、もって現実の貨幣を節約し、併せてこの国債を担保としての借入れを現実の企業活動の原資にしようとする手法ないし政策」を意味するものと定義される。かかる手法は、「南海会社」に限らず、「イングランド銀行(Bank of England)や、(新)「イギリス東インド会社」、さらに、「合同東インド会社」の設立にあたって用いられた(Scott [1912], p. 389)。

66) 「南海会社」の株価は、1720年1月はじめには£128 $\frac{1}{4}$ であったものが、3月には最高値で£380、5月には£870まで上昇し、6月24日には£1,050を記録するまでに急騰した。その後、同社の株価は7月中は最安値でも£950を維持していたが、8月に入ると下がりはじめ、9月に急落した。そして、12月には最安値で£124となり、同年1月はじめの株価とほぼ等しい水準にまで暴落してしまった。その間、「南海会社」の経営陣は、①国債から「南海会社」株式への転換に際して生じる余剰株の売却(money subscription)、②既に購入された株式を担保とした融資(loan on stock)、③高配当の宣言、④自己株式(=金庫株)の売買などを通じて、株価の人為的操作、具体的には、株価の吊り上げとその高水準での維持を企図したのである(See 鈴木 [1986], 第三章第二節)。

なお、「南海の泡沫」の詳細については、たとえば、鈴木 [1986] を参照されたい(See also 中野 [1995]; 同[1998])。

67) 「南海会社」の経営管理機構は、「イングランド銀行」の特許状を範として作成されたといわれるが、株主総会、取締役会やその下に設置される小委員会といった経営管理機構に

関する規則については際だった差異が認められる。たとえば、株主総会や取締役会の開催がより間歇的で、しかも、開催の請求要件が厳しいこと、小委員会が取締役会に対して委託された事項について強大な権限を有する分権化された独自の存在であるなど、「南海会社」の経営管理機構の方が株主や取締役の意見を経営に反映する機会がより少ない構造になっていた（鈴木 [1986], 107-109 頁；同 [第 4-1 図]；see 中野 [2002 a], 34 頁）。

68) 鈴木 [1986], 32 頁注(13)。

69) Smith は、『国富論』の中で、「南海会社」に対して、さらなる論評を加えている。すなわち、「…この会社は、莫大な数の株主に分割された莫大な資本を擁していた。したがって、愚行と怠慢と浪費とが、会社の業務運営の全般にわたって、はびこるものと予想されていたのも当然であった。…」また、「…この会社の使用人の怠慢、浪費、汚職から生ずる損失は、思うにこれらすべての関税よりもはるかに重い税であった。個人の投機家がなんらかの形で自由公平な競争を挑みうる場合でも、合本会社が外国貿易のどの部門にせよ、うまくやれるなどということは、およそ経験に反するように思われる。…」と酷評しているのである (Smith [1776] (Cannan's edition), Vol. II, pp. 267-268, 269-270 (大河内(監訳) [1988], 1190, 1193 頁))。

参 考 文 献

- 浅田 實 [1984] 『商業革命と東インド貿易』法律文化社。
—— [1989] 『東インド会社—巨大商業資本の盛衰—』(講談社現代新書) 講談社。
石坂昭雄 [1974] 『オランダ共和国の経済的興隆と 17 世紀のヨーロッパ経済—その再検討のために—』経済学研究 (北海道大学), 第 24 巻第 4 号, 1-66 頁。
大隅健一郎 [1953] 『株式会社法変遷論』有斐閣。
大塚久雄 [1969 a] 『株式会社発生史論』(大塚久雄著作集第一巻) 岩波書店。
—— [1969 b] 『近代欧洲経済史序説』(大塚久雄著作集第二巻) 岩波書店。
加藤榮一 [1987] 「連合オランダ東インド会社の戦略拠点としての平戸商館」, 田中健夫 (編) 『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館, 1987 年, 407-523 頁。
川北 稔 [1970] 「ヨーロッパの商業進出」, 『岩波講座世界歴史 16—近代 3—近代世界の形成 III』岩波書店, 1970 年, 117-184 頁。
栗原福也 [1966] 「オランダ東西インド会社をめぐる諸問題」社会経済史学, 第 29 巻第 3 号, 53-66 頁。
—— [1969] 「ネーデルラント連邦共和国」, 『岩波講座世界歴史 15—近代 2—近代世界の形成 II』岩波書店, 1969 年, 79-139 頁。
—— [1986] 「オランダ共和国における大商人層の支配」, 日蘭学会 (編) 『オランダとインドネシア—歴史と社会—』山川出版社, 1986 年, 119-144 頁。
科野孝蔵 [1984] 『オランダ東インド会社—日蘭貿易のルーツ—』同文館出版。

- [1988] 『オランダ東インド会社の歴史』 同文館出版。
- [1993] 『栄光から崩壊へ—オランダ東インド会社盛衰史—』 同文館出版。
- 鈴木俊夫 [1986] 『英国重商主義公債整理計画と南海会社』 中京大学商学会商学研究叢書編集委員会。
- 永積 昭 [1971] 『オランダ東インド会社』 近藤出版社。
- 中野常男 [1977] 「17世紀英国東インド会社の会計事情に関する一考察」 経営学・会計学・商学研究年報 (神戸大学経営学部), XXIII, 315-360 頁。
- [1993] 「ヴェネツィア・アムステルダム・ロンドン・三都物語—会計史からみた株式会社の誕生—」 ビジネス・インサイト, 第1巻第2号, 10-23 頁。
- [1995] 「チャールズ・ラムと南海会社—会計史からみた南海泡沫事件(1720)—」 国民経済雑誌, 第172巻第4号, 101-124 頁。
- [1998] 「南海泡沫事件(1720)とスネルの「監査報告書」—会計士の負のイメージ: その会計史的考察—」, 山地秀俊・中野常男・高須教夫『会計とイメージ』 神戸大学経済経営研究所, 1998年, 137-165 頁。
- [2001] 「オランダ東インド会社と企業統治—最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能—」 国民経済雑誌, 第183巻第2号, 13-32 頁。
- [2002a] 「イギリス東インド会社と企業統治—最初期の株式会社にみる会社機関の態様と機能—」 国民経済雑誌, 第186巻第4号, 19-39 頁。
- [2002b] 「株式会社と企業統治: その歴史的考察—オランダ・イギリス両東インド会社にみる会社機関の態様と機能—」 経営研究 (神戸大学大学院経営学研究科), No. 48, 1-44 頁。
- 西村孝夫 [1966] 『イギリス東インド会社史論 (改訂版)』 啓文社。
- 西山芳喜 [1995] 『監査役制度論—代替的機関説の試み—』 中央経済社。
- 橋本武久 [2000] 「17世紀ネーデルラントの会計事情」 會計, 第158巻第1号, 96-108 頁。
- 浜渦哲雄 [2001] 『世界最強の商社—イギリス東インド会社のコーポレートガバナンス』 日本経済評論社。
- 本間輝男 [1963] 『イギリス近代株式会社法形成論』 春秋社。
- 茂木虎雄 [1994] 『イギリス東インド会社社会計史論』 大東文化大学経営研究所。
- 山榘忠恕 [1961] 『監査制度の展開』 有斐閣。
- Baladouni, V. [1981] "The Accounting Records of the East India Company," *The Accounting Historians Journal*, Vol. VIII, No. 1, pp. 67-69.
- [1983] "Accounting in the Early Days of the East India Company," *The Accounting Historians Journal*, Vol. X, No. 2, pp. 63-80.
- [1996] "East India Company," in M. Chatfield and R. Vangermeersch (eds.), *The History of Accounting: An International Encyclopedia*, New York, 1996, pp. 221-223.

- Braudel, F. [1979] *Le temps du monde (Civilisation matérielle, économie et capitalisme, XV^e–XVIII^e siècle, tome 3)*, Paris (村上光彦(訳) [1996] 『ブローデル世界時間 1』 (物質文明・経済・資本主義 15-18 世紀 III-1), みすず書房).
- Bruijin, J.R., Gaastra, F.S. and Schöffer, I. [1987] *Dutch-Asiatic Shipping in the 17th and 18th Centuries, Vol. I*, The Hague.
- Chaudhuri, K. N. [1965] *The English East India Company: The Study of an Early Joint-Stock Company 1600-1640*, London.
- Gaastra, F. S. [1989] *Bewind en Beleid bij de VOC: De financiële en commerciële politiek van de bewindhebbers, 1672-1702*, Zutphen.
- and Bruijin, J. R. [1993] "The Dutch East India Company's Shipping, 1602-1795, in a comparative perspective," in J.R. Bruijin and F. S. Gaastra (eds.), *Ships, Sailors and Spices: East India Companies and Their Shipping in the 16th, 17th and 18th Centuries*, Amsterdam, 1993, pp. 177-208.
- Glamann, K. [1981] *Dutch-Asiatic Trade 1620-1740*, 2nd ed., The Haag.
- Israel, J. I. [1989] *Dutch Primacy in World Trade 1585-1740*, Oxford.
- Sainsbury, E. B. [1916] *A Calendar of the Court Minutes etc. of the East India Company, 1655-1659*, Oxford.
- [1925] *A Calendar of the Court Minutes etc. of the East India Company, 1664-1667*, Oxford.
- [1932] *A Calendar of the Court Minutes etc. of the East India Company, 1671-1673*, Oxford.
- Scott, W. R. [1910] *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. II, Cambridge.
- [1912] *The Constitution and Finance of English, Scottish and Irish Joint-Stock Companies to 1720*, Vol. I, Cambridge.
- Smith, A. [1776] *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by Edwin Cannan (Cannan's edition was originally published in 1904; Present edition was published in 1976), Chicago (大河内一男(監訳) [1988] 『アダム・スミス国富論』 中央公論社).
- Winjum, J. O. [1972] *The Role of Accounting in the Economic Development of England: 1500 to 1750*, Urbana, Illinois.